はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザ と同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。これらが発生した場合には、 国家の危機管理として対応する必要がある。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。 以下「感染症法」という。)等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年の「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

東京都(以下「都」という。)では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成22年3月に「都政のBCP(新型インフルエンザ編)」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「都行動計画」という。)を作成した。

3 武蔵野市の行動計画の作成

武蔵野市(以下「市」という。)では、平成19年11月に「武蔵野市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月の特措法の施行により、平成25年7月に「武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を施行した。

市行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、都の行動計画に準じて、市の対策の基本的な方針を示すものである。

また、市行動計画は、国及び都の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、必要時に変更を行うものとする。

新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保する必要があることから、国、都の行動計画と整合性を保ちつつ、「武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)を策定し、市民生活の安全・安心の確保を目指すものとする。

1 総論

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の行動計画である。

- ② 対象とする感染症(以下、「新型インフルエンザ等」という。)
 - ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
 - イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ちつつ、市における 新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示し、病原性 の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエ ンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、基本的な 方針を示すものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する科学的な知見を取り入れていく。 また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを 通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする (特措法第1条)

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

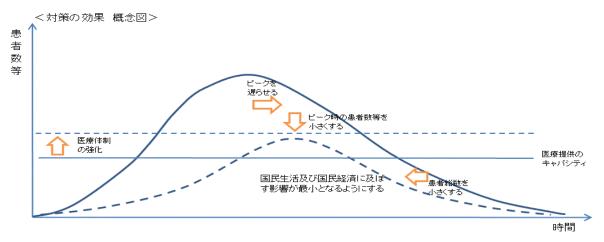
また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減 するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

- ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済 活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



新型インフルエンザ等対策政府行動計画(内閣官房)をもとに作成

3 発生時の被害想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性 や感染力の強さ等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測すること は難しいとされている。

今回策定した市行動計画の流行規模等の予測は、国の「新型インフルエンザ対策等行動計画(平成25年6月)」等を参考にしており、国と同様に、以下の推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていない。

患者の推計は、「全人口の25%が罹患する」という国の想定を元に、都は人口の集中する 管内の特性を考慮に入れた独自の想定を行い、「都民の30%が罹患する」との流行予測を行った(都計画)。市の状況を踏まえ、都の流行予測に準じ市内での流行予測を行うと、医療機関を受診する患者数は、入院・外来を合わせて約43,000人程度と推計される。

<国・都及び市の被害な	想定>
-------------	-----

被害想定		国	東京都	武蔵野市
		国民の25%が罹患	都民の30%が罹	市民の30%が罹患
		すると想定	患すると想定	すると想定
流行予測によ	患者数	約1,300万人~	3,785,000人	42,630人
る健康被害		約2,500万人		
	入院必要患者数	約53万人~	291, 200人	3,260人
		約200万人		
	死亡者数(インフルエン	約17万人~	14, 100人	158人
	ザ関連死亡者数を含む)	約64万人		
流行予測によ	1日新規外来患者数		49,300人	552人
るピーク時の	1日最大患者数		373, 200人	4, 180人
健康被害	1日新規入院必要患者数		3,800人	43人

^{*}ピーク時の健康被害は、都の想定に基づき、都と市の人口比、1.12%から算出している。 (平成26年9月1日現在の武蔵野市の人口 142,097人を基に算出)

*インフルエンザ関連死亡者数とは、インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

*なお、上記の推計において、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザ薬等による介入の影響(効果)については一切考慮されていないことに留意する必要がある。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期(都内では未発生)、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触 歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに 区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて国と都が協議し、都知事を本部長とする東京 都新型インフルエンザ等対策本部(以下「都対策本部」という。)が決定する。

なお、政府対策本部が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)をした場合には、市長を本部長とする武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置し、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

都,武蔵野市発生段階

未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内発生早期 国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を

(都内未発生期) 疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生して

いない状態

都内発生早期都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している

が、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

都内感染期 都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学

調査で追えなくなった状態

医療体制

第一ステージ 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告

(通常の院内体制) 体制が解除された状態

第二ステージ 流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、

(院内体制の強化) 入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増し

ている状態

第三ステージ 流行警報発令レベル (30人/定点) を目安とし、更

(緊急体制) に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果か

ら病床がひっ迫している状態

小 康 期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い

水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

本市は、国、都及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし国及び都が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市の新型インフルエンザ等対策本部長から東京都新型インフルエンザ等対策本部長(以下「都対策本部長」という。)に対して、新型インフルエンザ等対策に関する調整を行うよう要請する場合には、相互に連携・協力し、必要に応じて速やかに所要の調整を行う。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定(地方)公共機関などとの情報共有及び連携を図り、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を 的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定(地方)公共機関が実施する新型イン フルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の 態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び 閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係 省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体 となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を 決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き つつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定 を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速 やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を 推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援など、市行動計画で 定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実 施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

⑷ 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や 必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の 策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、 発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ 等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 市の実施体制

国が政府対策本部を設置し、都対策本部が設置された場合、市は直ちに特措法に基づかない、任意の市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく市対策本部と位置付ける。

なお、任意で設置する市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「条例」という。)に準ずるものとする。

市対策本部は、市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとする。

(1) 市対策本部の構成

ア組織

- (ア) 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- (エ) 前3項に規定する者のほか、本部に必要な職員を置くことができる。 前項の職員は、武蔵野市の職員のうちから、市長が任命する。

イ 会議

- (ア) 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。
- (4) 本部長は、特措法第35条第4項の規定により国の職員その他武蔵野市の職員 以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

ウ部

- (7) 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- (4) 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。
- (ウ) 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。
- (エ) 部長は、部の事務を掌理する。

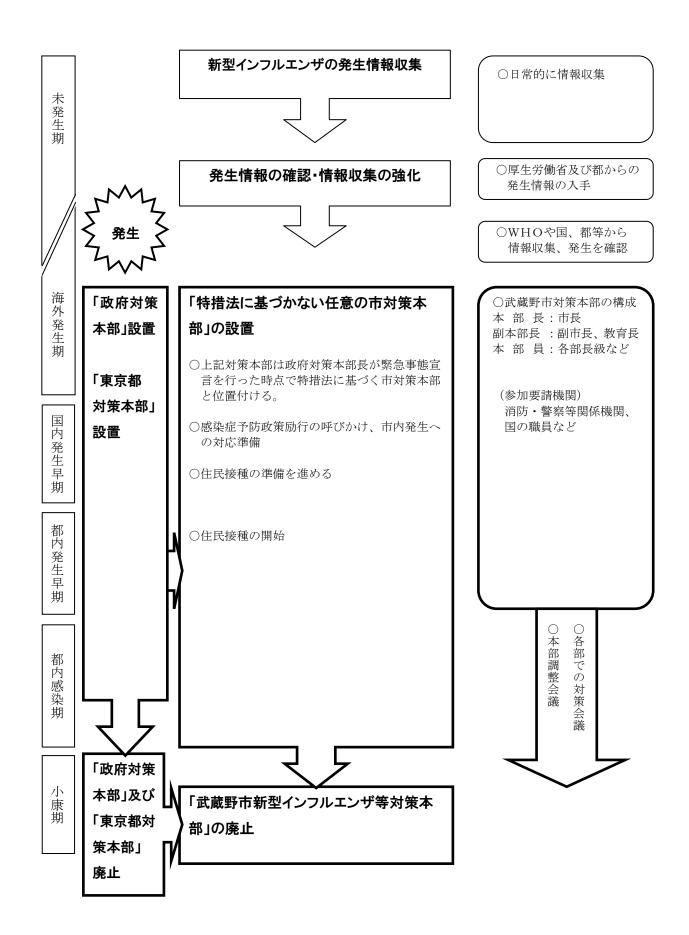
(2)各部の主な役割

担当部署	主な役割	
総合政策部	・報道機関への対応に関すること	
	・広報などの情報提供に関すること	
	・他部の応援に関すること	
総務部	・市職員の感染予防・服務・罹患状況に関すること	
	・事業継続計画に関すること	
	・新型インフルエンザに関する情報管理に関すること	
	・情報システムの維持に関すること	
	・市職員の特定接種に関すること	
	・他部の応援に関すること	
財務部	・緊急時の予算措置に関すること	
	・物品資材の契約に関すること	
	・庁舎等の防疫に関すること	
	・車両の調達及び配車に関すること	
	・市税の徴税猶予等に関すること	
	・他部の応援に関すること	
市民部	・所管施設の防疫及び休業に関すること	
	・戸籍などの届出窓口の確保に関すること	
	・火葬・埋葬の許可に関すること	
	・食料、生活必需品の安定的供給の確保に関すること	
	・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること	
	・商工関係団体等との連絡に関すること	
	・外国人に関する支援に関すること	
	・他部の応援に関すること	
防災安全部	・対策本部の設置、運営に関すること	
	・本部の指令、要請及び通知等に係る周知、調整に関すること	
	・治安、消防に関する関係機関との連絡調整に関すること	
環境部	・所管施設の防疫及び休業に関すること	
	・野生鳥獣の監視に関すること	
	・下水道業務の維持継続に関すること	
	・ごみの処理業務の維持継続に関すること	
	・他部の応援に関すること	
健康福祉部	・他部の応援に関すること	
	・国・都・自治体との連絡調整に関すること	
	・新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集に関すること	
	・感染予防の普及啓発に関すること	

	・市民からの相談に関すること
	・医師会、保健所等との連絡調整に関すること
	・住民接種に関すること
	・高齢者、障害者等の要援護者への支援に関すること
	・地域医療に関すること
子ども家庭部	・所管施設の防疫及び休業に関すること
	・母子等の要援護者への支援に関すること
	・児童の健康管理に関すること
	・他部の応援に関すること
都市整備部	・コミュニティバス等公共交通機関への注意喚起に関すること
	・他部の応援に関すること
会計課	・現金及び物品の出納・保管に関すること
	・他部の応援に関すること
水道部	・水道業務の維持継続に関すること
	・他部の応援に関すること
教育部	・所管施設の防疫及び休業に関すること
	・市立学校の防疫及び臨時休業に関すること
	・市立学校との連絡調整に関すること
	・市立学校の感染状況に関すること
	・遺体安置所の設置、運用に関すること
	・他部の応援に関すること
監査委員事務局	・他部の応援に関すること
議会事務局	・議会への情報提供及び連絡調整に関すること
	・他部の応援に関すること

- *各担当部署の主な役割は、武蔵野市国民保護計画、武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)における非常配備態勢の組織と役割等を参考に記載している。
- *なお、各担当部署の業務について、BCPを今後作成していく。
- *課ごとの業務については、武蔵野市新型インフルエンザ対策マニュアル(平成22年4月) をもとに、今後、見直しを行う。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



第3章 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国(都)民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

市行動計画においても政府行動計画及び都行動計画との整合性を確保し、以下の5項目 を主要な対策として位置付ける。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有
- 3 感染拡大防止
- 4 予防接種
- 5 市民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については 以下のとおりである。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、 国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取り組みを推進 するとともに、国、都及び関係機関と相互の連携を強化する。

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合、市は全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長、副市長及び各部等の長からなる、市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は市行動計画の策定・改定や発生時の対応について、必要に応じて幅広い分野の専門家から意見を聴く。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関等、 事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、 各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、 外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供 を行うため、市報をはじめ、市ホームページを含めた多様な媒体を用いて、理解し やすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 情報集約体制の整備

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、関係部署間での情報共有体制についても整備する。

また、必要に応じて訓練を実施するなど、情報集約体制の整備に努める。 そして、収集した情報について、保健所との連携の下、市民が混乱しないように 必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(3) 平時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について問知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。

(4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法などについて、市民に対しできる限り迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないよう十分留意する。

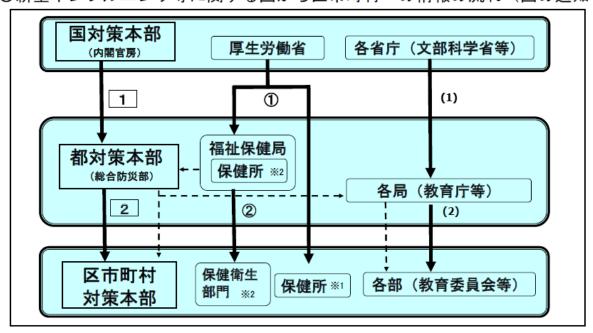
(5) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加するなど平常時から情報の共有化を図る。

(6) 住民相談

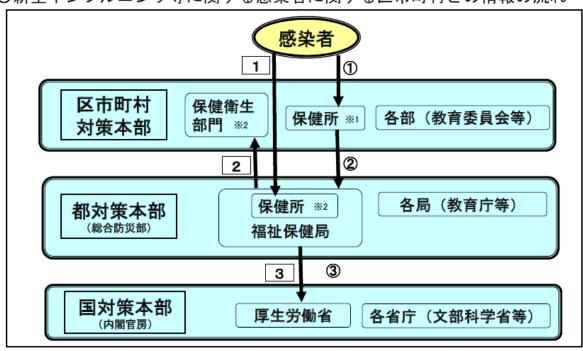
市は、国・都からの要請に基づいて相談窓口を設置し、住民からの一般的な問い合わせに対応する。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ(国の通知等)



- ※1 保健所設置市(特別区、八王子市及び町田市)
- ※2 ※1以外の市町村
- 1→2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→②厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
- ・・・・・・ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



- 1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
- ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

出典:「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(東京都)

3 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることにより、できるだけ流行のピークを遅らせることが有効であり求められる。

新型インフルエンザは自然に発症するものでなく、感染した人から人へ飛沫感染または接触感染により罹患する感染症である。このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人ひとりが、または行政を含めた事業者が、人と人との直接または間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することであり、これにより流行のピークを遅らせることや急な患者数の増加の抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び市民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ発生後となることから、必然的に流行の前に接種することは叶わない。

感染拡大防止策による流行のピークを遅らせることは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間をかせぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め 地域単位で施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示などという、法律に基づいた 大きな対策まで用意されている。

(1) 個人対策

ア 手洗い、うがい、マスクの着用

ウイルスは非常に小さく完全に防御することは困難だが、手洗い、うがい、マスクの着用により、新型インフルエンザ等の感染予防に以下のような効果があるため、特に、流行状況に関係なく、市報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりが、日頃から手洗い、うがい、マスクの着用を習慣づけるよう働きかけを行う。

イ 症状がある場合の咳エチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという、流れの連鎖により生み出されることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。

また、感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができるため、感染者は治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講ずることが望ましい。

市は、これらについて、市報やホームページなどにより協力の呼びかけを行う。

ウ 不要不急の外出自粛の呼びかけ

感染拡大は、人と人とが接触しないことにより防止することができることから 一人ひとりが、人混みを避けるほか、仕事、生活必需品の購入等、生活に欠かせ ないもの以外の外出を控えるなどの行動をとることが有効で、特措法では、政府 の緊急事態宣言により、都知事が都民に対し不要不急の外出自粛の要請が行える ことになっている。

市では、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザの発生後、不要不急の外出の自粛について協力の呼びかけを行う。

(2) 事業所対策

ア 学校、保育所等の施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展する場合が多い。

施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用を呼びかけるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、インフルエンザ様症状がある者については、医療機関を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、接触者の健康管理に努める。

イ 学校、保育園、児童館等の臨時休業

学校、保育園等での集団感染は地域の大流行に発展する場合が多いので、集団 感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、初期の段階で、臨時休業等 の措置をとることが非常に有効で、早い段階で感染拡大を阻止することが重要で ある。

政府による緊急事態宣言後は、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、使用制限の要請や指示を行う場合がある。

ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできるだけ減らすため、人が集まるイベント、催物、集

会等は、できるだけ中止することが望ましく、市は、広く地域に協力を呼びかけるとともに、市自らが行うイベント、催物等を積極的に中止するほか、市施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行えないような措置をとる。

政府による緊急事態宣言後は、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、使用制限の要請や指示を行う場合がある。

エ 郵送による手続きの呼びかけ

市への申請等手続きは、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的にすすめ、できるだけ市民の行動半径を大きくさせないことに配慮し、一人でも多くの市民が罹患から免れ、流行期の医療機関にかかる必要のないよう努める。

また、国から、特措法に基づき、行政上の申請期限の延長について対応が求められた場合は、これに対応するとともに、市の要綱等で実施しているものについても、申請期限の延長について検討のうえ、可能な限り申請期限を延長する措置を講じ、市民の感染機会を少なくさせる。

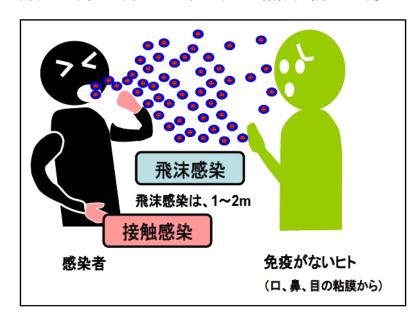
オ 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼びかけ

出勤時に混雑状態となる電車等の公共交通機関は、生活に欠かせないものである一方、感染症という観点からは、不特定多数の人同士が密着した状態となるほか、手すりやつり輪にはウイルスの付着が考えられ、効率よく感染が進む環境が整った非常に危険な空間であると言える。

新型インフルエンザ等流行時は、公共交通機関の従業員の欠勤も予想されることから、運休等により平常時と比べて、運行本数が少なくなる場合も十分考えられ、実際は、どのような状況になるかが予想困難であるが、個人や事業者は、移動の際、できるだけ電車等を避けることが安全策であり、出勤等は、時差出勤や早起きをするなどして徒歩や自転車を利用することが推奨される。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染 (*1)」と「接触感染 (*2)」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(*1) 飛沫感染:

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(*2)接触感染:

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典:「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(東京都)

<咳エチケット>

- ○咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。 マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から 顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ○鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- ○咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。
- ※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている 不織布(ふしょくふ)製マスクの使用が推奨されます。
- ※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

出典:「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」 (厚生労働省ホームページ)

手を洗いましょう。

手洗い前の準備

- ロ爪は短く切っていますか?
- ロマニキュアは塗っていま せんか?
- 口時計や指輪をはずしてい ますか?



汚れが残りやすいところ

- 口指先
- 口指の間
- 口親指の周り
- 口手首
- 口手のしわ

- ①手指を流水で濡らし、石けん液または 消毒剤を手のひらに取る
- ②手のひらを擦り、よく泡立てて洗う



④手の甲を、もう一方の手のひらで擦る





⑤指先を、もう片方の手のひらで擦る 爪もよく洗う



⑥親指を包み込むように擦る



⑦手首を洗う



⑧流水でよく洗い流し、清潔なタオルで拭く



出典:「インフルエンザについて」(多摩府中保健所ホームページ)

4 予防接種

(1) ワクチン

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて、総合的に行うことが必要である。そして、ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が 異なるプレパンデミックワクチン(*1)とパンデミックワクチン(*2)の2種 類がある。

新型インフルエンザが発生した際は、国の責任の下、医療機関等の関係機関や、国 民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワク チンの接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが 困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

*1 プレパンデミックワクチン

- (ア) プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。
- (4) 日本は、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

*2 パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を 行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受 けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚 生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対 策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエン ザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都 道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施 することとなる。

⑶ 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項 の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市が、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

接種体制の構築にあたっては、武蔵野市医師会に必要な協力を要請する。

臨時接種·新臨時接種 早見表

	臨時接種	新臨時接種	
根拠規定	特措法第 46 条	圣陆拉廷 计第6条第9百	
	予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項	
緊急事態宣言	あり	なし	
接種の努力義務	あり	なし	
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める		
接種費用の	なし	あり	
自己負担		(低所得者以外から実費徴収可)	
費用負担割合	国1/2、都1/4、	低所得者分のみ	
	区市町村1/4	国1/2、都1/4、区市町村1/4	
健康被害の救済措置	予防接種法による救済		

(参考) 住民接種の接種順位に関する基本的考え方(予防接種に関するガイドライン等より)

ア パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている 細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国 民の供給までには一定の時間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等 の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的 な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。

- イ 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接 従事する医療関係者から接種する。
- ウ 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象 となる医療従事者以外の接種順位について、重症化しやすい者等、発生した新型 インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が基本的対処方針等諮問 委員会に諮ったうえで、決定する。
- エ 住民接種の対象者については、以下の表のとおり4群に分類する。

①医学的	・基礎疾患を有する者(基礎疾患は国が基準を示す)	
ハイリスク者	・妊婦	
	・1歳以上の小児	
②小児	・1歳未満の小児の保護者	
	・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者	
③成人・若年者	・当該市区町村に居住する住民のうち、①医学的ハイリスク者、	
	②小児、④高齢者の群に分類されない者が該当	
④高齢者	・65 歳以上の者	

- オ 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊 急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響に考 慮する(特措法第46条第2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え 方や、これらの考え方を併せた考え方(重症化、死亡を可能な限り抑えることに 重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方)もある ことから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- カーこの他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- キ ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

5 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、市内事業者等に業界団体などを通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設(入所施設)の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

ウ ごみの排出抑制

ごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、市は、ごみの 収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ ライフライン・公共施設等への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者などに対し、ライフライン等が停止することのないよう、業務の継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する 適切な対応を行う必要がある。遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、 火葬場に対して、可能な限り稼動させるよう設置者に要請する。

市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速な発行に努める。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

Ⅱ 各論

第4章 各段階における対策

1 未発生期

< 状態>

- ○新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的 に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況
- <目的>
- ○発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- <対策の考え方>
- ○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から都や 近隣自治体、関係機関等との連携を図り、体制の構築等の事前準備を推進する。
- ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認 識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。

市は、発生前から国、都、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(2) 感染拡大防止

患者数のピークをできるだけ遅く、発生を低く抑えるためには、一人ひとりの取る予防行動が習慣化されることが重要である。そのため、日頃から、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、予防方法について、広く周知しておくことが必要である。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を図る。

(3) 予防接種

ア 特定接種(特措法第28条)

(ア) 特定接種の位置付け

国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、 特措法第28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員等の 対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的 な接種を行うことを基本に、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員 については、市が実施主体として接種を行う。

(イ) 特定接種の準備

- A 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力 する。
- B 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の 集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当 する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

イ 住民接種(特措法第46条、予防接種法第6条第3項)

- (ア) 対象者は、市内に居住する者(在留外国人又は特定接種対象者に含まれない 市内医療機関に勤務する(医療)従事者及び入院中の患者等も含む)。
- (4) 国、都及び武蔵野市医師会等と連携し、対象者に対して、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要援護者の把握に努め、遺体安置場、火葬能力等について検討し、新型インフルエンザ等の発生時の市民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- ア 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要援護者への生活支援(見回り、介護、 訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者 の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。
- イ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討 を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等を備蓄する。

2 海外発生期

< 状態>

- ○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- ○新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都(市)内発生の遅延と 早期発見に努める。
- ○都(市)内発生に備えて体制の整備を行う。
- <対策の考え方>
- ○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が ない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定しておく。
- ○対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等 に関する積極的な情報収集を行う。
- ○海外での発生状況について注意喚起するとともに、都(市)内発生に備え、都(市)内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。
- ○市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、都(市) 内発生に備えた体制整備を急ぐ。

情報提供・共有

ア コールセンター等の体制

市は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市 民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情 報提供を行う。

また、市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を 設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応でき る体制について検討する。

イ 情報提供方法

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、ホームページ、相談窓口等を通して、国内の感染状況、新型インフルエンザ等に係る新型インフルエンザ相談センターや新型インフルエンザ専門外来に関する情報提供に努める。

情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

(2) 感染拡大防止

国内での発生を遅らせるため、国が中心となって、空港や港の検疫等を行うが、いずれ近い将来、発生地域からの渡航者を通じて国内にウイルスが侵入することを踏まえ、次のとおり、広く市民、事業者に感染防止対策を推奨する。

- ア 国内での発生に備えて、広く市民に対して、マスクの着用、咳エチケット、手 洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践 を推奨する。
- イ 国内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策の 準備を依頼するとともに実践を推奨する。
- ウ 学校、保育施設等の通所施設は、感染予防策の準備を行うとともに、施設内集 団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討し ておく。
- エ 集会、催物等の主催者は、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう呼び掛け を行う。
- オ 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう要請する。
- カ 発生国及び発生国周辺地域に家族や従業員が渡航している場合、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを要請する。

(3) 予防接種

ア 特定接種

国、都及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる 市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種 を行う。また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する 情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供す る。

イ 住民接種

市は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。実施について必要に応じて、国 や都に技術的支援を要請する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び 掛ける。

食料品・生活関連物資等の購入にあたっては、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売り惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

3 国内発生早期(都内未発生期)

< 状態>

○都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全 ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態(都内では新型インフルエ ンザ等の患者が発生していない状態)。

<目的>

- ○都(市)内での発生に備えた体制の整備を行う。
- ○発生道府県における情報収集を行う。
- <対策の考え方>
- ○都(市)内での発生に備え、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ○医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について 十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア コールセンター等の設置

市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&A等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

また、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う。

イ 情報提供方法

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、相談窓口等を通して、国内の感染状況、新型インフルエンザ等に係る新型インフルエンザ相談センターや新型インフルエンザ専門外来に関する情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

なお、市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、 政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、関係者とあらかじめ検討を行っておく。

(2) 感染拡大防止

地域での発生が目前に迫る中、一人ひとりの基本的な感染防止策の徹底を依頼するとともに、事業者については、迫りくる流行に対する備えと感染拡大防止対策への協力依頼について呼び掛けを行う。

- ア 都内での発生に備えて、広く市民に対して、マスクの着用、咳エチケット、手 洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛ける。
- イ インフルエンザ等様症状がある場合は、仕事等は休み、直ちに新型インフルエ ンザ相談センターで相談するよう周知する。
- ウ 都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を 実施するよう呼び掛けを行う。
- エ 学校、保育施設等の通所施設は、児童・生徒等に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応を決めておく。
- オ 集会、催物等の主催者に、中止や延期について依頼する。
- カ 発生地域への渡航を自粛するよう要請する。
- キ 発生地域に家族や従業員が渡航している場合、家族や事業主に対し、本人が帰 京後、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを要請する。

(3) 予防接種

ア 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体と して引き続き、国、都及び関係機関と連携し特定接種を継続する。

イ 住民接種の実施

市は、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て、 予防接種法第6条第3項に規定する接種(新臨時接種)が実施できるよう、準備 を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

市は、住民接種の実施にあたっては、関係機関と連携して、コミュニティセンターや学校等、市の施設を活用するなどして接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項 の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市とし てはワクチン接種の機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極 的に提供する。

エ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

◎ 緊急事態宣言が行われた場合

◇ 住民接種の実施

市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規 定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

◇ 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報にあたっては、以下の点について留意する。

- (7) 接種の目的や優先接種の意義等を分りやすく伝える。
- (4) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- (ウ) 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて 分かりやすく伝える。
- (エ) 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者、乳幼児、 外国人等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準 備を行う。

- ア 食料品・生活関連物資等の購入にあたっては、食料品、生活関連物資等の価格 高騰や、買占め及び売り惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、 必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
- イ 上下水道など、市民生活や経済活動を支える事業を継続できるよう、都内での 発生、流行に備えた対応を準備する。
- ウ 高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援について、都内感染期 に備えた準備を行う。
- エ ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。

4 都内発生早期

< 状態>

○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫 学調査で追うことができる状態

<目的>

- ○都(市)内での感染拡大をできる限り抑える。
- ○患者に適切な医療を提供できるよう、都の対策に協力する。
- ○感染拡大に備えた体制の整備を行う。
- <対策の考え方>
- ○感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き 感染拡大防止等を行う。都(市)内発生した新型インフルエンザ等の状況等によ り、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ○医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について 十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ○症状や治療に関する臨床情報をできるだけ集約し市民等へ提供する。
- ○都内感染期への移行に備えて、都が行う医療体制の確保に協力するとともに、市 民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備 を急ぐ
- ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。

(l) 情報提供·共有

ア コールセンター等の継続

市は、引き続き、国からの要請に従い、国から配布されるQ&A改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

イ 情報提供方法

市は引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

(2) 感染拡大防止

地域内で患者が発生した場合には、感染が拡大する前の早い段階で策を講じ、家族内、集団内に感染を止まらせることが重要となる。

また、不特定多数が集まる集会や催物については、感染元の追跡が困難となり、

その後の感染拡大の原因となりやすいため主催者へ中止や延期について依頼を行う。 ア マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防 止対策を徹底することについて呼び掛けを強化する。

- イ 発生地域への渡航歴または患者との接触歴があり、かつ、インフルエンザ等 様症状がある場合は、直ちに新型インフルエンザ相談センターで相談するよう 周知する。
- ウ 事業者に対し、従業員の健康管理や自施設の感染予防策を徹底するよう呼び 掛けを行う。
- エ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び児童・生徒等の感染防止対策を強 化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者が発生した場合は、必 要に応じ臨時休業等を実施する。
- オ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を依頼する。
- カ 市民に対し不要不急の外出自粛を勧奨する。
- キ 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動を勧奨する。

(3) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に 住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われた場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

ア 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が実施できるよう準備を進める。市は、住民接種の実施にあたっては、関係機関と連携して、学校等市の施設を活用するなどして、接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

◎ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

1 住民接種の実施

市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種 法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2 住民接種の広報・相談

広報・相談にあたっては、引き続き、継続する。

- (4) 市民生活及び経済活動の安定の確保
- ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者、乳幼児、 外国人等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を 行う。

- (7) 食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
- (4) 上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるように、各所管のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。
- (対) 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)の取り扱いを開始する。
- (エ) 高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援について、都内感染期に備えた準備を行う。
- (オ) ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置できる公共施設を使用する準備を行う。

- (ア) 市内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ 等による死亡者に対する備えとして、火葬場の事業者に可能な限り火葬炉を稼働 し、火葬する準備を進めることを要請する。
- (4) 都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体を一時的に安置できる公共施設のリストを作成する。
- (ウ) 関係団体等に遺体安置所設置時に向けた必要物資の準備を要請する。
- (エ) 遺体安置所の設置及び運用準備を行う。

5 都内感染期

< 状態>

○都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)。

<目的>

- ○医療体制を維持できるよう、都の対策に協力する。
- ○健康被害を最小限に抑える。
- ○市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。
- <対策の考え方>
- ○医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- ○流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、都が行う医療体制の維持に協力する。
- ○住民接種の実施に全力を尽くし、もって、医療機関の受診患者数を減少させ、入 院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する。
- ○欠勤者の増大による市民生活・経済活動への様々な影響に対し、生活支援を適切 に行い、経済活動の安定のための適切な措置を講じる。
- ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(l) 情報提供·共有

ア コールセンター等の継続

市は、引き続き、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aを受けて対応 し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう努める。

イ 情報提供方法

市は、引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う。

情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

医療体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

(2) 感染拡大防止

医療機関への負荷を少しでも軽減させることが求められる段階であることを踏ま え、「一人ひとりが感染しないこと」、「感染した場合は、他人へうつさないこと」 という考え方のもと、一人ひとりの基本的な感染防止対策の強化と徹底についての理解と協力を仰ぐとともに、人と人の接触をできる限り減らすという観点から、集会、イベントの中止、延期、不急業務の縮小、延期、休止、人々の徒歩・自転車等による移動を求めていく。

- ア マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止 対策を徹底することについて強く勧奨する。
- イ インフルエンザ等様症状がある場合は、仕事等は休み、早期に医療機関を受診 するよう周知する。
- ウ 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては 医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者 の動線、咳エチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧 奨する。
- エ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び一人ひとりの児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、臨時休業等を通常よりも積極的に実施する。
- オ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を依頼する。
- カ市民に対し不要不急の外出自粛を呼びかける。
- キ 市民、事業者に対し人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動を依頼する。
- ク 都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力 する。

(3) 予防接種

ア 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

市は、住民接種の実施にあたっては、関係機関と連携して、学校等市の施設に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査 市は、さらに予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

◎ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

1 住民接種の実施

市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2 住民接種の広報・相談

広報・相談にあたっては、引き続き、継続する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援やごみ処理等について対応する。

- (ア) 食料品・生活関連物資等の購入にあたって、食料品、生活関連物資等の価格 高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、 必要に応じて、適切な行動を要請する。
- (4) 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。
- (ウ) ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。
- (エ) 上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるよう、各部のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。
- (オ) 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う とともに、中小企業制度融資(災害復旧資金融資等)を実施する。
- (カ) 高齢者や障害者等の生活を支える通所・訪問事業者等に、利用者の健康状態等を把握したうえで事業維持をするよう要請する。
- (*) 地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要接護者への支援について、協力依頼する。
- (ク) 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。
- (ケ) 国・都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者 に可能な限り火葬炉を稼動するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置できる公共施設を 使用する準備を行う。

- (ア) 可能な限り火葬炉を稼働するよう事業者に対して要請する。
- (4) 遺体の一時収容所の確保及び適切な運用を行う。
- (ウ) 関係団体等に遺体収容所設置時に必要な物資の供給を要請する。
- (エ) 市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記すると ともに、迅速な発行に努める。

6 小康期

< 状態>

- ○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ○大流行は一旦終息している状況
- <目的>
- ○市民生活及び市民経済の回復を図り、次の流行に備える。
- <対策の考え方>
- ○次の流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、社会・経済活動 の回復を図る。
- ○次の流行の可能性や備えの必要性について市民に情報提供する。
- ○情報収集の継続により、次の流行の早期探知に努める。
- ○未接種者に対する住民接種を進める。
- ○次の流行に備えるため、対策に必要となる物資等を補充するなど体制を整え直す。

(l) 情報提供·共有

ア コールセンター等の縮小

市は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

イ 情報提供方法

市は、引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、第一波の状況と第二波発生の可能性や備えについて情報提供を行う。

(2) 感染拡大防止

地域内の流行状況を見ながら、いったん、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の際の教訓を踏まえ、第二波の対策に備える。また、市民一人ひとりの基本的な感染予防策については、継続した勧奨を行っていく。

ア 市内の流行状況に注視し、感染拡大防止策を国内発生期程度に緩和させる。

イ 第二波に備え、引き続き基本的な感染予防策について勧奨する。

(3) 予防接種

ア 住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合は、未接種者に対し予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を勧奨する。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

市は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。